

令和6年度種子島滞在型観光促進事業
「星空観光企画事業業務委託」公募仕様書

1. 業務名

星空観光企画事業

2. 業務の目的

種子島は、国内最大のロケット発射場を有し、宇宙に最も近いイメージと美しい海をはじめ鉄砲伝来の地という歴史的聖地のほか、豊かな自然と食は島の魅力である。

一方で、日中の観光コンテンツは多く存在するものの、夜間の観光コンテンツの少なさから滞在型観光に繋がらない一面もある。加えて、現在、馬毛島関連の工事関係者が多数来島していることから、宿泊所やレンタカーが不足しており、特に団体の観光客が来づらい状況となっている。

このように本地区の観光的に厳しい状況を踏まえ、全国的に知名度の高いロケットや鉄砲伝来や、豊かな自然や独自の食、聖地とされるヨガ・サーフィンなどの時間を楽しめる観光コンテンツに、これまで本事業で造成した星空を活用した夜間の観光コンテンツを加えた、種子島特有の新しい観光企画の作成を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年1月末まで

4. 業務の内容

本事業のこれまでの取組内容として、令和4年度は、ロケット・海・自然と相性の良い星空を組み合わせ、新しい観光コンテンツとして「宇宙に最も近い島」の観光商品づくりに向け、ガイド育成、鑑賞スポット選定・現地調査・精査、ツアーモデルコース草案・デモ体験、PR素材の制作を行った。

令和5年度は、令和4年度の事業結果を踏まえ、モニターツアーの実施やガイド養成をし、受入体制の構築を図るとともに、モニターツアー参加者の意見を参考に、島内事業者が星空を活用した滞在型観光に資する観光コンテンツの開発を進めた。開発中の観光コンテンツとしては、宇宙チョコレートや、ホテル事業者による星空サービスのセット販売、星空カヤック、星空ラテ・BBQ等がある。

これまでの取り組みの中で判明した課題として、馬毛島関連事業により団体の観光客が来づらい状況であることと、島内事業者の情報発信やプロモーション不足があげられる。

このことから、令和6年度は、本地区の観光的に厳しい状況を踏まえ、前述の島内事業者が抱える課題解決を図り、これまで開発した星空コンテンツを個人旅行向けに効果的に展開できる取り組みを進め、更なる観光客の獲得を目指す。

上記業務の効果的な展開には、「星空観光」の知見を有した観光コンサルティング経験者による対応や本仕様書以外の提案も参考にしていく必要がある。よって、提案者は、専門的な知見を活かした効果的な企画を予算の範囲内において提案していただきたい。

(1) 委託業務の企画設計及び進行管理

「2. 業務の目的」を達成するため、地域の実態や課題を確認しながら企画設計を行うこと。また、関係機関と連絡調整を密にし、進行管理を徹底すること。

(2) 基本業務

① 島内の星空観光参画事業者向けの体験商品の販売サポート・事業者支援

- * 個人旅行向け体験商品のプラットフォームの登録やその活用の勉強会の開催
⇒ アソビュー（体験商品プラットフォーム）への登録数（星空観光に関する体験の登録）を現状の2倍以上を目指す。

② 星空観光に係る体験プランの販売や周遊観光につなげるWEB制作・マップ制作

- * 事業期間内の情報発信や、地元参画事業者へのオリエンテーション及び商品開発等への支援
⇒ WEB・マップ制作は、観光協会のホームページとの連携や個人旅行者客獲得（旅先選定をしてもらう）も踏まえ行う。

③ ②での体験プランを踏まえた個人旅行者向けのイベント実施

(3) 検証業務

① 本事業のブラッシュアップに資するアンケート調査等の実施

例えば、企画・開発したツアー・コンテンツ・イベントの魅力度・行きたいと思う度合い・かけられる費用・希望の交通手段・懸念点など、ブラッシュアップが検討できる項目を作成し、アンケート等を実施すること。

② アンケート調査結果・考察資料の提出

アンケート結果及び考察資料を提出すること。

(4) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに下記の成果品を提出すること。なお、成果品に瑕疵など確認された場合には、業務担当者の指示に従い必要な処理を行うこと。この場合、費用は受託者が負担するものとする。

① 業務実施報告書

業務実施報告書（様式任意）を5部提出すること。なお、報告書は、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

② 電子記録媒体

報告書データをメール等で提出すること。

(5) 著作権等の取扱い

① 著作権者

著作権法（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

② 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

③ 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとする。なお、それに係る費用は、委託料に含むものとする。

イ 委託者及び受託者が従前から所有していた写真等の素材を使用する場合についても、前記アのとおりとする。

ウ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。

エ 第三者からの異議の申し立て及び紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

オ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議するものとする。

(6) その他・業務遂行上の留意点

① 本業務は、本仕様書に基づいて実施することが基本となるが、「4. 業務の内容」で示したように、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

② 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をもらしてはならない。

③ 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

④ 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、種子島観光協会と打合せを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

⑤ 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、種子島観光協会と協議の上、許可を受けること。

⑥ 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を種子島観光協会の許可なく、公表、貸与、複写または、漏洩してはならない。

⑦ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は、受託者の負担とする。

- ⑧ 業務に必要な資料及びデータ等で提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- ⑨ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施あたり疑義が生じた場合には、すみやかに種子島観光協会と協議の上、適切に実施すること。